

函館市請負工事検査事務処理要領

令和3年4月

函 館 市

(趣 旨)

第1条 函館市の発注に係る請負工事に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づく検査の実施は、法令等によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(検査の範囲)

第2条 この要領にいう検査の範囲は、1件の契約金額（消費税および地方消費税を含む。）が130万円を超える請負工事とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める場合において実施するものとする。

(1) 工事完成検査

工事請負契約の定めに基づき、受注者から工事完成通知書（函館市工事事務取扱標準様式（以下「標準様式」という。）第45号様式（工事））の提出があったとき。

(2) 出来形部分等検査

工事請負契約の定めに基づき、受注者から出来形部分等（第 回）確認請求書（標準様式第48号様式（工事））の提出があったとき、または契約を解除した際において工事の出来形部分があるとき。

(3) 指定部分検査

工事請負契約の定めに基づき、受注者から工事完成通知書（指定部分）（標準様式第52号様式（工事））の提出があったとき。

(4) 中間検査

工事途中において、発注者が特に検査をする必要があると認めたとき。

(検査員)

第4条 検査員は工事を担当する課長とする。ただし、臨時に検査員に任命された者（当該工事の工事監督員を除く。）、または委託された者がいるときはこの限りではない。

(検査員の心得)

第5条 検査員は、常に正確な資料および事実に基づき、公平かつ厳正に検査を実施するものとする。

(検査の方法)

第6条 検査員は、請負工事の検査に当たっては、工事請負契約書、設計図書その他関係書類に基づき行うものとする。

(検査の立会い)

第7条 検査員は、検査に当たって、受注者および工事監督員の立会いのもとに行うものとする。

(検査結果の処理)

第8条 検査員は、請負工事につき次の各号に掲げる検査を行ったときは、それぞれ当該各号に定めるところによりその結果について処理するものとする。

(1) 工事完成検査

ア 工事目的物が検査に合格した場合

検査員は、工事目的物が工事完成検査に合格したときは、工事完成検査書(標準様式第46号様式(工事))を作成のうえ、これを契約担当者に提出するものとする。

イ 工事目的物が検査に合格しない場合

検査員は、工事目的物が工事完成検査に合格しないときは、受注者に対し、工事目的物の修補または改造を請求するものとする。

この場合においては、修補または改造の完了を工事の完成とみなし、その処理は、工事完成通知書を受理した場合の例によるものとする。

(2) 出来形部分等検査

ア 検査員は、現地において工事目的物の出来形部分等(契約の解除に係る場合にあつては、出来形部分に限る。)を確認のうえ、出来形部分等(第 回)検査書(標準様式第49号様式(工事))および出来形部分等内訳書(標準様式第50号様式(工事))を作成し、契約担当者に提出するものとする。

イ 契約担当者は、検査員から提出された出来形部分等(第 回)検査書および出来形部分等内訳書を審査のうえ、その結果を出来形部分等確認通知書(標準様式第51号様式(工事))により当該工事に係る受注者に通知するものとする。

(3) 指定部分検査

ア 検査員は、指定部分に係る工事目的物が検査に合格したときは、検査結果通知書(指定部分)(標準様式第53号様式(工事))を作成のうえ、これを契約担当者に提出するものとする。

イ 検査員は、指定部分に係る工事目的物が検査に合格しないときは、第8条第1号イの例により処理するものとする。

(4) 中間検査

検査員は、工事目的物につき中間検査を行った場合は、その結果を中間検査報告書(標準様式第38号様式(工事))により市長に報告するものとする。

(緊急措置)

第9条 検査員は、検査に当たりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を講ずることができる。この場合において、検査員は、事後速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(請負工事成績表)

第10条 検査員は、工事完成検査後、「函館市請負工事施行成績評定要領」（平成18年4月1日施行）に基づき評定を行い、工事施行成績評定表を作成しなければならない。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。